

FATCA申告書(個人:米国人以外のお客様用)(W-8BEN)

2014年7月1日より、米国税法である外国口座税務コンプライアンス法(以下、「FATCA」)に基づき、お客さまが米国人等に該当するかを確認させていただくことになりました。お客さまが米国人等以外の場合、下記の事項をご記入いただきました本申告書および必要な書類のご提出をお願いいたします。また、本申告書の有効期限は3年間となります。期限後改めてご提出をご依頼いたしますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、米国人等に該当するかは同封の『「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」のご案内』にてご確認ください。(太枠内は記入必須項目です。)

ご記入日(西暦)			支店番号-口座番号								
年	月	日									

当社にお届けいただいている内容をご記入ください。

お名前	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日
住所						

FATCAに基づきお客さまの申告内容をご記入ください。

1.現在お住まいのご住所(必須) ※ご住所と通信先が異なる場合には、当該通信先も記載してください。

※通信先

2.追加確認事項(該当するかたのみ)

(1)現在お住まいのご住所が米国の場合、またはご住所が米国以外で通信先が米国の場合
 ※以下の選択肢から該当するものにチェックを記入するとともに、ご住所が米国の場合、該当する書類をご提出ください。
 なお、用語については裏面をご参照ください。

- ①下記に掲げる有効なビザを取得している方
 Aビザ(外交官その他政府職員)/Gビザ(国際機関に勤務する職員)/Fビザ(学生、家族ビザも含みます)/
 Jビザ(交換留学生・研究者、家族ビザも含みます)/Mビザ(専門学校生、家族ビザも含みます)/
 Qビザ(国際的文化交流者)/慈善スポーツ競技に参加するPビザのスポーツ選手/
 ビザに関わりなく病気のため米国からの出国予定が延びている方
- ②当年の米国滞在日数の累計が31日未満である(見込み)の方、または、当年の滞在日数、
 前年の滞在日数の3分の1、前々年の滞在日数の6分の1の合計が183日未満である(見込み)の方
- ③有効であるForm8840またはForm8833を米国内国歳入庁(IRS)に提出している方

ご提出いただく書類(ご住所が米国の場合のみ、以下のいずれかをご提出ください)

- 免許証の写し、パスポートの写し、健康保険証の写し
その他米国外の国・地方公共団体等が発行した本人確認書類の写し(書類名)

(2)米国においてご出生されている場合
 ※米国籍の喪失証明書の写しをご提出下さい。ご提出いただけない場合には、その理由を以下に記載して下さい。

(ご提出いただけない理由)

3.共通事項(必須)

※上記2の(1)～(2)のいずれかに該当する場合、または現在お住まいのご住所・通信先が米国以外で、米国内に所在する金融機関に定期的な送金を行っている場合、以下の項目をご記入ください。

(1)税務上の居住地(必須) ※日本国内に本籍地がある場合は、原則、日本になります。 ただし、日本以外の国で居住者として納税をされている場合には、日本以外の国名を記載して下さい。	
(2)納税者番号(必須) ※税務上の居住国において、発行されている場合のみ記載して下さい。	
(3)宣誓(必須)	

私は、本申告書の記載内容を確認し、私の知る限り、および信じる限りにおいて、真実、正確、完全であることを宣誓します。

- ・私は、米国民、グリーンカード保有者、米国居住者ではありません。
- ・本申告書の記載内容に変更があった場合は、発生の事実から30日以内に連絡します。

西暦 年 月 日

ご署名

社用欄

備考

検印者	担当者	

ビザについて

Aビザ（外交官）、Gビザ（国際機関職員）、Fビザ（学生）、Jビザ（交換留学生・研究者）、Mビザ（専門学校生）、Qビザ（国際的文化交流者）の場合は、米国税法上非居住者となる。ただし、Jビザ、Qビザの保持者で、学生としてではなく、教職または研修生の身分を有する外国人は、アメリカ入国後2年間だけ以下に記載する「実質的滞在条件」から滞在期間を控除できます。
また、A、G、F、J、Mビザ取得者の配偶者もしくは21歳未満の未婚の子供については、それぞれ家族用のビザを取得することができます。

上記以外のビザ、例えばBビザ（一時訪問者）、Eビザ（条約商人・投資家）、Hビザ（就労者）、Iビザ（報道機関）、Kビザ（婚約者）、Lビザ（派遣管理職）、Oビザ（特殊技能者）、Pビザ（芸能人・スポーツ選手）、Rビザ（宗教関係者）の外国人はビザによって居住者・非居住者は決定されず、アメリカに滞在した日数に関して、次の2つの条件（実質的滞在条件）を同時に満たすと居住者として扱われます。

- (1) 当該年中の滞在日数が累計で31日以上であること。
- (2) 当該年中の滞在日数、前年中の滞在日数の3分の1、および前々年中の滞在日数の6分の1の合計が183日以上であること。

ただし、慈善スポーツ競技に参加するPビザのスポーツ選手、ビザに関わりなく病気のため米国からの出国予定が延びている外国人は非居住者となります。

[例外] 次に掲げる場合（例示）には、居住区分の判定にあたり「実質的滞在条件」は適用されず非居住者として取扱われます。

	保有しているビザ等の種類	説明
①	Aビザ（外交官その他政府職員）	非居住者（年数制限なし）。家族もAビザ。
②	Gビザ（国際機関に勤務する職員）	非居住者（年数制限なし）。家族もGビザ。
③	Fビザ（学生）（F-1ビザ）	小学校から大学院までの学生。家族はF-2ビザ。 有効期限：1～5年（滞在期間は学業終了までの期間で、日付による期限はなし。）
④	Jビザ（交換留学生・研究者）（J-1）	交換留学生から研究者（教授または研究者）に至るまで多岐にわたって発給。家族はJ-2ビザ。 有効期限：1～2年で、3年までは延長可能
⑤	Mビザ（専門学校生）（M-1ビザ）	学位を目的としない技術習得のための専門学校生または職業訓練生。家族はM-2ビザ。 有効期限：一般的には短期間
⑥	Qビザ（国際的文化交流者）	自国の歴史、文化、伝統を普及する為に「国際的文化交流プログラム」に参加するためのビザ。家族用のビザなく、家族は渡米目的に応じたビザを取得する。 有効期限：最長15カ月まで。

米国滞在日数について

アメリカに滞在した日数に関して、次の2つの条件（実質的滞在条件）を同時に満たすと居住者として扱われます。

- (1) 当該年中の滞在日数が累計で31日以上であること。
- (2) 当該年中の滞在日数、前年中の滞在日数の3分の1、および前々年中の滞在日数の6分の1の合計が183日以上であること。

Form8840とは

米国滞在日数によって米国居住者とされても、Form8840を米国内国歳入庁（IRS）に提出すれば、例外的に非居住者として扱われます（Closer Connection Exception）。提出には以下のことを示すことが必要です。

- ・申告の年において、滞在日数が183日未満であること
- ・納税地が米国外にあること
- ・米国との関連以上に、納税地のある国と関連が深いこと

Form8833とは

米国以外の国（例えば日本）の納税義務者であり、かつ米国で納税義務者扱いになった場合（Dual Resident）、Form8833を使って、米国において非居住者として申告することが可能です。